

において、労災認定されたことを伝える記者会見を行った。

会見においてご家族は、「肩にちょっと触るだけでも激痛が走るほど苦しんでいた。石綿による中皮腫は潜伏期間が長く、これから症状が出る看護婦もいるのではないか」と危惧され、「妻は、今回の労災認定を通じて、同じ仕事をしていた同僚や後輩たちが大丈夫なのか、身をもって問題提起した」と話された。また、会見では、同僚の証言をもとにタルクをまぶす作業を再現したが（前頁写

真）、白い粉が煙のようにもうもと立ちこめる状態であり、粉じん職場といってもおかしくない状況が明らかとなった。

マスコミの報道を通じて、同じ作業に従事された方は不安を抱えており、元看護師の方からの相談が続いている。今後も、患者と家族の会の皆さん、全国センターのネットワークも通じて、被害者の掘り起しと、行政への働きかけを強めていきたい。



（ひょうご労働安全衛生センター）

造船労働者の中皮腫労災認定

神奈川●厚労省の事業場名公表きっかけ

腹膜中皮腫で亡くなられた小宮さん（享年78歳）の労災請求が支給決定された。

小宮さんは、1953年から2009年まで約40年間、旧日本鋼管(株)の浅野造船所や鶴見造船所で働いていた。新造船や船舶修理の工事に際し、船舶内での高所作業における足場の設置や解体作業を専門に行っていた。足場の設置や解体作業中に、船舶内で多量に使用され、飛散していたアスベスト(石綿)に曝露し、腹膜中皮腫を患ってしまったのだった。

小宮さんがお腹が痛いと言いつつ、最初に病院に行ったのが2012年7月21日のこと。腹部のCTを撮るとお腹に水が溜まっており、7月24日に精密検査をし、即

入院が必要と言われた。主治医は当初、腹水と腹膜周囲の腫瘍という症状から「悪性腹膜炎」を疑ったが、確たる診断はつかなかった。

そんな中、ご家族が「一体何の病気だろう?」と考えるうちに、ふと、「アスベスト」という文言が思い浮かんだという。と言うのも、厚生労働省が公表した「石綿曝露作業による労災認定事業場」を数年前に新聞で見て、その中に「日本鋼管の鶴見造船所や浅野造船所」の名前を見つけ、父が気に留めていたのを思い出したからである。そこでインターネット等で調べる中で、神奈川労災職業病センターを知り、電話をした。8月17日のことだった。

早速、小宮さんの自宅を訪ねると、ご本人は入院中で、衰弱されていて話すのも困難な状態ということだったので、ご家族から仕事の内容等をうかがったが、詳しくはわからなかった。小宮さんの場合は幸い労災認定されたが、認定にあたり、かつての作業内容と今の病気との因果関係を明らかにすることは非常に重要である。その意味でも、曝露して後、数十年たってから発症してしまうアスベスト疾患のような病気は、元気なうちに作業内容や職歴を明らかにしておくことが本当に必要だとあらためて意識した。

小宮さんは、辰己興業という会社(船舶工場の足場専門の下請け業者、現在は廃業)の従業員として、浅野造船所や鶴見造船所での、新造船や船舶の修理工事における船内や船外にかかる足場専門の仕事に従事していた。船舶の工事はボイラー、溶接、配管、電気、塗装、各種義装、吹き付けなどあらゆる高所作業において足場を組む。小宮さんが足場を組んだりばらしたりしているすぐ隣で、ボイラーや配管の断熱、鉄骨の吹き付け、溶接や溶断の火よけ等の用途でアスベストが多量に使われ、周囲に飛散していた。つまり、小宮さんは、アスベストを直接取り扱う作業には従事していなかったが、まわりで多量に使用され飛散していたアスベストに間接的に曝露し、腹膜中皮腫を発症したのである。

ご家族からうかがった小宮さんの造船所内での仕事内容から「労災」と確信し、ご家族とともに

主治医のもとを訪ねた。

主治医はアスベストは専門外だったが、私たちの説明を聞き、アスベスト疾患についていろいろ学ばれ、細胞診断や臨床所見から「腹膜中皮腫」と診断された。

後日、労災の決定にあたり労働基準監督署が意見を聞く地方労災医員も、この主治医診断は是であると述べており、私たちの主治医に対するアスベストについての丁寧な説明がよかったのだと思う。また、小宮さんは胸部CTで胸膜プラークの所見があり、これもアスベストばく露の証拠として労災決定に有利な判断材料となった。

また、全造船機械労組日本鋼管分会の持橋さんが、当時の浅野ドックや鶴見ドックの作業現場の実態について意見書を出してくれた。造船所での各種工事には足場工事が密接に関わっていること、現場ではアスベスト粉じんがもうもうたる状況であり、アスベストばく露は間違いのないことなどを、現場を知る者ならではの視点で述べた。この持橋さんの意見書も労災認定にあたり、とても大きな意味を持った。

加えて、労働基準監督署の担当官に、小宮さんの作業内容を説明する際、『横須賀石綿じん肺訴訟報告集立ち上がった造船労働者たち』の造船所内でのアスベストの使用状況のイラストを使った。アスベストの使用実態が分かりやすく描かれており、作業現場の実態をイメージできなかった労基署の担当者も、「大いに参考になります」と言っていた。

残念ながら、小宮さんは入院中の2012年8月29日に亡くなられた。腹痛の自覚症状が出てからわずか40日後だった。食欲がなくなり衰弱し、入院してからあつという間だったと、家族は無念の気持ちを持ってたれている。ご本人にとってもご家族にとっても突然の

事態であり、あつという間に命まで奪っていくアスベスト問題は本当に不条理なことだらけだ。アスベスト問題に対する行政や企業の責任は果てしなく重いことを肝に銘じた。



(神奈川県労災職業病センター)

職業病リスト改訂7月施行

韓国●蔚山では発がん物質対策共同行動

■「発がん物質のない蔚山作り」が発足／蔚山北区庁と地域の労働・市民団体が参加

「がん発生率1位都市」という汚名を雪ぐために、蔚山北区庁と労働・市民団体が力を合わせる。民主労総蔚山本部と金属労組、蔚山市民連帯など10余の蔚山の労働・市民団体が29日、蔚山市庁プレスセンターで記者会見を行い、「発がん物質のない蔚山作り」を発足させた。これらの団体は△自動車部品団地であるメゴク産業団地での発がん物質調査△発がん物質のない学校作り△発がん物質を知る権利条例の制定事業を実施する計画だ。

蔚山は1962年に特定工業地区に指定され、世界的な生産団地(造船1位・自動車5位・石油化学4位)になった。その副産物として発がん物質が最も多く排出される。

発がん物質のない蔚山作りには民主労総蔚山地域本部、金

属労組、蔚山労災追放運動連合、蔚山環境運動連合、iCOOP蔚山生協、民主党、統合進歩党、進歩新党、発がん物質のない世の中作り国民行動などが参加している。

2013年5月30日
毎日労働ニュース

■業務上疾病の認定範囲拡大／産業災害保険法施行令改正案、来月1日施行

業務上疾病の有害要因35種が追加されるなど、労災補償を受けられる業務上疾病の認定基準が広がる。雇用労働部はこのような内容の産業災害補償保険法施行令改正案が、7月1日から施行されると明らかにした。

改正案は、複雑になった産業構造と作業環境の変化の中で、業務上疾病の有害要因が増える傾向を反映した。職業性がんを誘発する有害要因14種と呼吸器系疾病の有害要因14種、急性